

個人情報に関するお知らせと同意について

株式会社北陸銀行

株式会社北陸カード（以下「保証会社」といいます。）の保証にもとづいて、株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）と行う ATM カードローン取引（以下「この取引」といいます。）における個人情報の取扱いは、この同意書の定めるところによります。

第1条（個人情報の収集・保有・利用〔利用目的等〕）

1. お客様がこの取引を申込みまたは契約するにあたり申告いただいた個人情報（お客様が ATM 画面上で入力された事項：氏名、生年月日、郵便番号、電話番号等及び契約事項：契約日、貸越極度額、支払開始後の利用残高、月々の返済状況等を指し、審査・ご融資後に生じる個人情報を含みます。以下同じ。）またはご提出いただく各種書類に記載されている個人情報（各種証明書類等）等を当行並びに保証会社は、次の法令に定められた全ての業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で取得・保有・利用することがあります。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用することはありません。

(1) 業務内容

① 当行の業務

- a. 預金業務、為替業務、融資業務、両替業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務。
- b. 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により当行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務。
- c. その他当行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務。（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

② 保証会社の業務

保証業務

(2) 利用目的

- ① 融資の申込み（保証委託契約の申込みを含みます。）や継続的なご利用に際しての当行並びに保証会社の与信判断およびご融資後の管理のため。
- ② 法令等に基づくご本人様の確認等や、当該ご融資、特定の預金・その他の金融商品のサービスをご利用いただく場合の適合性の判断や資格等の確認のため。
- ③ 与信事業に際して、当行並びに保証会社が加盟している個人信用情報機関に個人情報を登録し（当行以外の会員企業に個人情報が提供される場合があります。）、または個人信用情報機関から必要な個人情報を取得するため。
- ④ 当行が適切に業務を遂行するうえで必要な範囲内での個人情報の第三者への提供。
- ⑤ データ分析、アンケート実施、ダイレクトメールの発送等による当行並びに保証会社および関連会社、提携会社の融資・預金その他の金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ⑥ お客様との契約や法律に基づく当行並びに保証会社の権利・正当な利益の行使や義務の履行のため。
- ⑦ ATM カードローンのご利用限度額や利率、その他条件変更等に関するご案内、ご提案のため。
- ⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付。
- ⑨ 当行および保証会社とお客様の各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ⑩ その他、当行および保証会社とお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

2. 既に、当行並びに保証会社がこの取引の申込み以前に取得しているお客様の個人情報（お客様の既往のご融資およびご預金を含む各種金融商品にかかる個人情報〔既往ご融資またはご預金の申込み手続き等の関連から取得したご家族の個人情報を含みます。〕を指します。）をこの取引の与信判断および与信後の管理のほか、上記1. に記載した利用目的に応じて利用するとともに、法令等で特に求められる場合および適切な業務の遂行に必要な範囲で安全管理措置を講じたうえで第三者に提供する

ことがあります。

第2条（当行および保証会社における個人情報の第三者提供）

1. 当行または保証会社がお客様からお預かりした個人情報を第三者に提供する場合には、前記第1条の利用目的の範囲内において安全管理措置を講じたうえで行うものとします。当行または保証会社が行う当行または保証会社の個人情報の第三者への提供とは、法令等で特に求められる場合および個人情報情報機関への提供を行うほかは、次のとおりとします。
 - (1) 当行の申込人（債務者）の委託を受けた保証会社への個人情報の提供。
 - (2) 保証会社の当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、前記第1条における利用目的のための当行への個人情報の提供。
 - (3) お客様が各種ご融資の申込み手続きを委託した場合の当行または保証会社の委託先への個人情報の提供。
 - (4) 債権譲渡の事前協議デュー・デリジェンスにおける相手先・格付機関・会計事務所等への当行または保証会社の個人情報の提供（結果的に譲渡が行われなかった場合を含みます。）。
 - (5) サービサー等への債権回収業務委託に伴う業務上の必要な範囲内での当行または保証会社のサービサー等への個人情報の提供（サービサー等から個人情報の提供を受ける場合もあります。）。
 - (6) 個人融資等の債権を債権譲渡または証券化の形式で他の事業者等へ移転する場合に、当該債権譲渡または証券化に必要な範囲内であつ債権管理・回収等の利用目的において当行または保証会社がお客様の個人情報を債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供すること。
 - (7) 当行または保証会社の法令等（強制力を伴っている場合に限らず、当行または保証会社が公共の利益のために必要と判断した場合を含みます。）に基づく公的機関等への個人情報の提供。
2. お客様から上記個人情報の第三者提供を停止する旨の申出があった場合は、第三者提供を停止するものとします。ただし、その場合、ご融資のお申込みまたは契約（現在契約中のものを含みます。）をお断りする場合があります。

第3条（個人情報情報機関の利用等）

お客様は、当行が加盟する個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター（以下「KSC」といいます。）および株式会社日本信用情報機構（以下「JICC」といいます。）の場合は、同機関と提携する個人情報情報機関を含みます。以下同じ。）にお客様の個人情報（当該機関の加盟会員により登録される契約内容等のほか、当該機関により独自に収集し、登録される不渡情報、破産等の官報情報を含みます。CICの場合は同社が収集したクレジット履歴および過去の債務の返済状況、およびJICCの場合は日本貸金業協会から登録を依頼された情報等を含みます。）が登録されている場合には、当行が与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。但し、銀行法施行規則13条の6の6または割賦販売法第39条および貸金業法施行規則第10条の3等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。また、申込時の与信判断のほか契約後の支払途上の与信判断を含みます。以下同じ。）のために利用することに同意するものとします。

第4条（個人情報情報機関への登録等）

1. 当行がこの申込みに関して、当行の加盟する個人情報情報機関を利用した場合、その利用した日および本申込みの内容等が各々の同機関に後記第7条（登録情報および登録期間）で定めた期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のため利用されることに同意するものとします。
2. お客様は、後記第7条（登録情報および登録期間）の個人情報（その履歴を含みます。）が当行の加盟する個人情報情報機関に後記第7条（登録情報および登録期間）に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（与信判断のほか与信後の管理を含みます。）のために利用されることに同意するものとします。
3. お客様は、後記第7条（登録情報および登録期間）の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関および加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

第5条（当行および保証会社が加盟する個人信用情報機関）

当行または保証会社が加盟する個人信用情報機関は○で表記。同機関と提携する個人信用情報は△で表記。

	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
当行	○	○	△
保証会社	△	△	○

第6条（個人信用情報機関の名称・所在地等）

個人信用情報機関	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター（KSC）	TEL 03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	TEL 0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	TEL 0120-810-414 または 0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

（裏面へ続く）

第7条（登録情報および登録期間）

登録情報	登録期間
○氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報（KSCは本人への郵便不着の有無情報を含みます。）	下記のいずれかが登録されている期間
○契約の種類、借入日（契約日）、商品名、借入額（契約額）、最終返済日、支払回数、残高、月々の支払状況等の本契約内容	〈KSC〉本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は、完済日）から5年を超えない期間 〈JICC〉契約継続中および契約終了後5年以内 〈CIC〉契約期間中および契約終了後5年以内
○債務の延滞が発生した事実（KSCの場合は、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含みます。）	〈KSC〉本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は、完済日）から5年を超えない期間 〈JICC〉契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内） 〈CIC〉契約期間中および契約終了日から5年間
○個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込内容	〈KSC〉当該利用日から1年を超えない期間　〈JICC〉照会日から6か月以内 〈CIC〉当該利用日から6か月を超えない期間
○不渡情報	〈KSC〉第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
○官報情報	〈KSC〉破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
○登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	〈KSC〉当該調査中の期間　〈JICC〉当該登録情報が調査中の期間　〈CIC〉当該登録情報が調査中の期間
○本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	〈KSC〉本人の申告があった日から5年を超えない期間　〈JICC〉登録した日から5年以内 〈CIC〉登録日から5年以内

第8条（開示等の手続き）

お客様は、当行の加盟する個人信用情報機関に登録されているお客様の個人情報にかかる開示請求または当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を各々同機関が定める手続および方法によって行うものとします（個人信用情報機関に対する開示等の手続は、当行ではお取り扱いできません。各々の個人信用情報機関に直接請求することとなります。）。

第9条（個人情報の安全性確保）

1. 当行および保証会社は、お客様からお預かりした個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の状態を保つよう努めるものとします。また、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のため適切かつ合理的な処置を講じるものとします。なお、個人データの漏洩があった場合には、次の措置を講じるものとします。

- (1) 監督当局等への報告。
- (2) 漏洩等の対象となったお客様への事実関係等の公表。
- (3) 漏洩等の事実関係および再発防止策等の公表。

2. また、お客様は、上記目的のために、ご融資申込時における入力項目は正確に入力するとともに、ご本人情報に変更が生じたときは遅滞なく届出を提出するものとします。

3. お客様からお預かりした個人情報の取扱いの全部または一部を外部業者へ委託する場合は、個人情報の十分な安全管理が図られるよう委託先を選定、指導、監督するものとします。

4. 保存期間が経過し不要となった個人情報の消去、廃棄等は、適切な方法により必要かつ十分な安全管理措置を講じたうえで行うものとします。

第10条（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・苦情等）

お客様からお預かりした個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等の求めまたは苦情等がある場合は、以下の相談窓口までお申し出いただきます。詳しい状況をお伺いしたうえで必要な手続きをご案内するとともに、十分な調査等を行い適切に処理させていただきます。

(1) 開示・訂正・利用停止・消去の場合の窓口

① お客様のお取引のある営業店の窓口

② 株式会社北陸銀行 お客様相談室 住所：富山市堤町通り 1-2-26 《<https://www.hokugin.co.jp/>》 TEL 076-423-7111

③ 株式会社北陸カード 住所：富山市新富町 1-2-1 《<https://www.hokurikucard.jp/>》 TEL 076-431-3010

(2) 苦情その他の窓口

株式会社北陸銀行 お客様相談室 住所：富山市堤町通り 1-2-26 《<https://www.hokugin.co.jp/>》 TEL 076-423-7111

(3) 開示手数料は、1回の依頼ごとに 1,100円（消費税込み）とします。

(4) 回答方法は、依頼者ご本人様が当行に届出ている住所に書面にて送付するものとします。なお、法令に定めのある場合や本人または代理人が確認できないとき、また、依頼書等手続きに不備があるとき等は、開示できないことを通知するものとします。ただし、その場合でも手数料は返却いたしません。

第11条（本「個人情報に関するお知らせと同意について」に対する不同意について）

お客様が本「個人情報に関するお知らせと同意について」の第1条から第10条の事項の内容の全部または一部を承認できない場合、この取引において必要な入力項目の入力を希望しない場合、または必要書類の記載や届出の提出を希望しない場合は、この取引にかかる申込みや融資をお断りすることがあります。ただし、「ダイレクトメール等」の発送について同意しない場合については、この取引にかかる申込みや融資をお断りすることはありません。

第12条（条項の変更）

1. 本書の条項は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更されることがあります。変更された場合には変更後の内容が適用されます。

2. 前項に基づき本書の条項を変更するときは、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更内容ならびに効力発生時期を銀行ホームページ、店頭掲示、その他相当の方法により通知いたします。